

綾瀬市景観計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市景観計画策定委員会の設置、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 景観法（平成16年法律第110号）に基づく景観計画の策定にあたり、幅広い観点からの検討を行い、本市の良好な景観の形成に資することを目的として、綾瀬市景観計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第3条 策定委員会は、綾瀬市景観計画の策定に関する次の事項について所掌する。

- (1) 良好な景観の形成に関する基本的な考え方
- (2) その他景観計画の素案の策定に関し、必要な事項

(組織)

第4条 策定委員会の委員は20人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体代表者
- (3) 公募による市民
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市の職員

(任期)

第5条 委員の任期は、景観計画の策定をもって満了とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 策定委員会に委員長及び副委員長各一人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選又は推薦により選出する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(部会)

第8条 策定委員会に、第3条に規定する事項に関して調査研究及び調整を行わせるため、部会を置くことができる。

2 部会に部会長及び副部会長を置き、部会員の互選により選出する。

(庶務)

第9条 策定委員会の庶務は、都市景観指導主管課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成23年3月30日から施行する。